

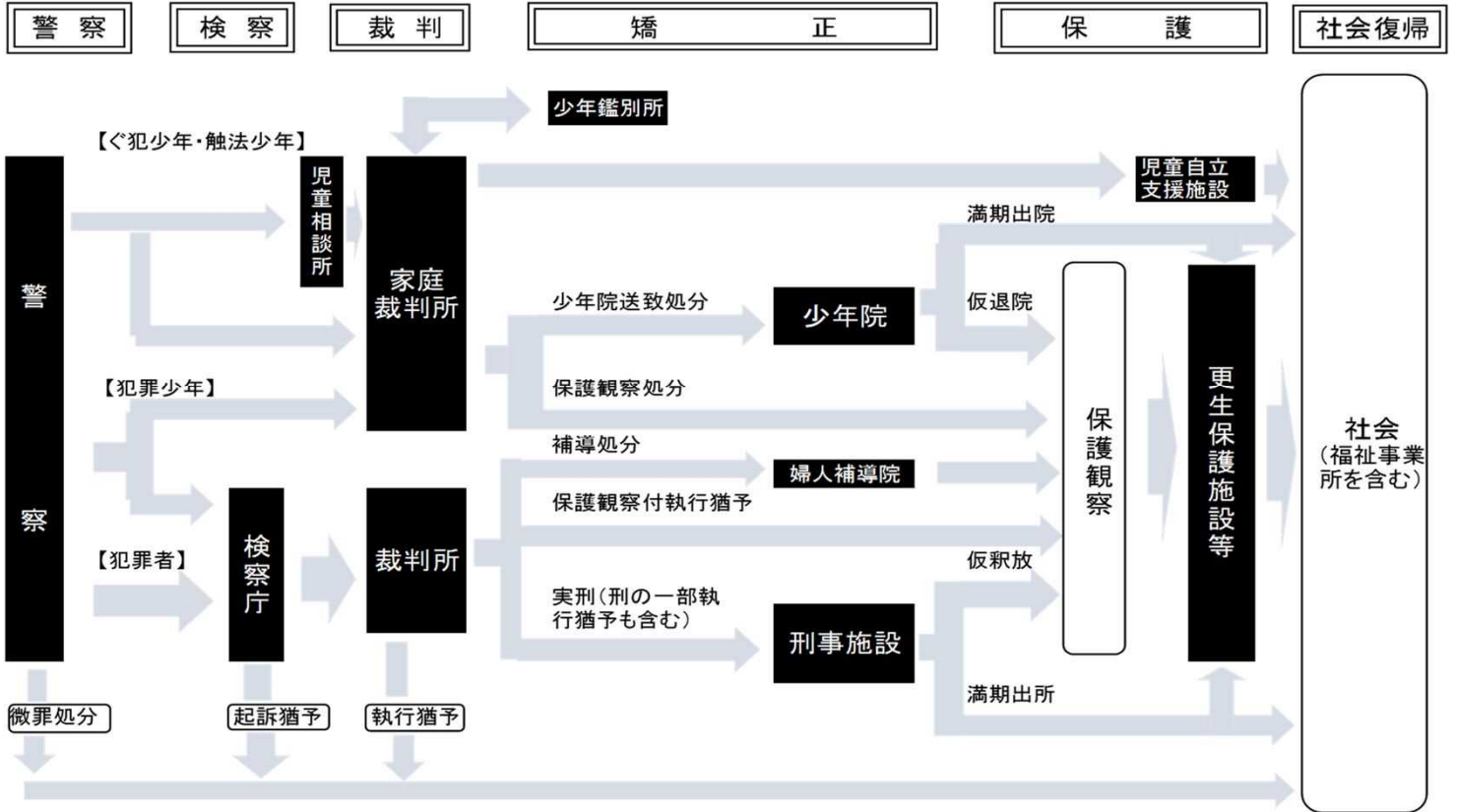
大分県再犯防止推進計画



平成31年4月

大分県

刑事司法の流れ(略図)



更生保護：犯罪をした者や非行のある少年が、再び罪を繰り返すことなく、社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることがないように改善更生をすることを助けること

保護観察：犯罪者や非行少年の再犯・再非行を防ぎ、改善更生と社会復帰を目的として、社会の中で普通の生活を営ませつつ、遵守事項を守るよう指導・監督し、必要な補導・援護を行うこと

更生保護施設：矯正施設出所者や保護観察中の人等で、自立更生が困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事の提供を行い、就職指導や社会適応のために必要な指導や助言を行う等して、円滑な社会復帰を手助けする、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が運営する施設

児童自立支援施設：犯罪などの不良行為をしたり、するおそれがある児童や、家庭環境等から生活指導を要する児童を入所、または、通所させ、必要な指導を行って自立を支援する児童福祉施設。退所後の児童に対しても必要な相談や援助を行う

婦人補導院：売春防止法第17条に基づく補導処分がなされた満20歳以上の女子を収容し、これを更生させるために補導を行う施設であり、法務省の設置する矯正施設の一つ

刑の一部執行猶予：薬物使用等の罪を犯した人やこれまで刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）に入所したことがない人などが、3年以下の実刑判決を言い渡される際、再犯を防止するために必要かつ相当と認められたときに、刑の一部の執行を猶予することができる。

目次

はじめに	P	1
I 再犯防止推進計画策定の目的等			
第1	大分県再犯防止推進計画の目的 P	2
第2	大分県再犯防止推進計画の位置づけ P	2
第3	基本方針 P	2
第4	計画期間 P	2
II 再犯の防止等に関する施策の指標等			
	再犯の防止等に関する施策の成果指標・目標値 P	3
III 今後取り組んでいく重点課題			
第1	就労・住居の確保のための取組		
1.	就労の確保 P	4
2.	住居の確保 P	8
第2	保健医療・福祉サービスの利用促進のための取組		
1.	高齢者又は障がい者等への支援 P	11
2.	薬物依存者への支援 P	15
第3	学校等と連携した修学支援及び非行の防止のための取組		
1.	学校等と連携した修学支援及び非行の防止 P	18
第4	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組		
1.	民間協力者の活動の促進 P	21
2.	広報・啓発活動の推進 P	25
第5	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施のための取組		
1.	特性に応じた効果的な指導の実施 P	28
第6	国・民間団体等との連携強化のための取組		
1.	国・民間団体等との連携強化 P	32
(参考資料)			
	刑事司法の流れ(略図)	表紙裏
	再犯の防止等の推進に関する法律(抜粋) P	35
	国の再犯防止推進計画の5つの基本方針 P	36
	大分県再犯防止推進計画策定協議会設置要綱 P	36
	用語説明(再掲) P	40

はじめに

大分県では、これまでの犯罪・非行・被害防止対策の取組と多くの方々のボランティア活動などにより、平成30年の刑法犯認知件数は、3,331件で15年連続の減少、また、同年の刑法犯少年の検挙補導人数は151人で統計を取り始めた昭和24年以降過去最少になるなど、一定の成果を挙げています。

しかし一方で、再犯者率・再非行率の割合は依然として高く、犯罪や非行に陥った人たちの立ち直り支援が課題となっています。

こうした状況の中、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）」が制定され、平成29年12月には今後5年間政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

犯罪をした人等には、安定した仕事や住居がない、高齢である、障がいや依存症がある、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けて支援を必要とする者が多く存在しますが、実際には、十分な支援が受けられず、再犯を繰り返してしまうという悪循環が形成されています。

このような悪循環を断ち切るためには、犯罪をした人等を地域から排除したり、孤立させるのではなく、適切な「仕事」や「居場所」を確保して、責任ある社会の一員となるように支えていくことが大切です。

そのためには、県民の方々の理解と支援が必要不可欠です。

大分県では、犯罪被害者等支援条例を制定し、被害者に寄り添った支援を推進しています。

生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは、財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ、事後の精神的な苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを犯罪をした人等が十分認識したうえで、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自らの社会復帰のために努力することが、県民の方々の理解等にもつながります。

本計画は、こうして努力して改善更生していこうとしている人たちの円滑な社会復帰を支援することにより、県民の方々の安全・安心な暮らしを実現するために策定するものです。

I 再犯防止推進計画策定の目的等

第1 大分県再犯防止推進計画の目的

再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策の推進に関する県の計画を定め、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とします。

第2 大分県再犯防止推進計画の位置づけ

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める、都道府県再犯防止推進計画として位置づけます。

第3 基本方針

大分県では、犯罪被害者等の支援のため、大分県犯罪被害者等支援条例を制定（平成30年4月1日施行）し、被害者に寄り添った支援を推進しています。

今回、県の再犯防止推進計画の策定にあたり、再犯防止推進法第3条に規定する「犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である」という基本理念の下、犯罪被害者等の視点を強く意識し、国の関係機関や民間団体と連携して再犯防止に取り組んでいきます。

上記の考え方を基本として、国の再犯防止推進計画の5つの基本方針を踏まえ、次の6つの重点課題の取組を推進します。

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用促進
- 3 学校等と連携した修学支援及び非行の防止
- 4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- 5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- 6 国・民間団体等との連携強化

第4 計画期間

この計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

II 再犯の防止等に関する施策の指標等

再犯の防止等に関する施策の成果指標・目標値

再犯防止推進計画を進める上で、成果指標及び目標値を次のとおり設定し、その達成に向けて取り組めます。

○ 成果指標

新受刑者中の再入者※数(犯行時の居住地が大分県である者の数)

※再入者：過去に刑事施設に入ったことがあるもの

基準値 62.6人(平成25年～29年まで5ヶ年の平均値)

○ 目標値 50人(2023年)

国の取組を参酌して、2023年までに、上記基準値から20%の減少を目指します。

〈参考〉

新受刑者、再入者及び再入者率過去5年間データ (犯行時の居住地が大分県である者)

(出典：法務省調査)

平成年次(年)	25	26	27	28	29	計
新受刑者(人)	133	130	93	107	114	577
うち再入者(人)	66	71	55	68	53	313
再入者率(%)	49.6	54.6	59.1	63.6	46.5	54.2

※再入者率は初入者の数字により変動するため、指標としては設定しません。

Ⅲ 今後取り組んでいく重点課題

第1 就労・住居の確保のための取組

1. 就労の確保

(1) 現状（取組の必要性）

平成29年に大分刑務所に入所した再犯者のうち、再犯時に無職のものが約7割であり、就労していることが再犯を防ぐ大きな役割を果たしている実態があります。

(2) 現在の取組

現在、県内の関係機関において、以下のような就労の確保に向けた取組を行っています。

① 大分刑務所

大分県内の企業を対象にした職業訓練見学会の実施（年1回）、受刑者専用求人※の受付を行うとともに、就労支援スタッフの雇用、資格取得の推奨（造園技能士3級、小型移動式クレーン技能講習、アーク溶接技能者評価試験）を行っています。

※求人企業数…平成27年2社、平成28年48社、平成29年79社

内定者数 …平成28年2人、平成29年6人

② 中津少年学院

就労支援スタッフを配置し、ハローワーク中津を通して就労支援を行っています。また、危険物取扱者免状（乙4、丙）、小型建機特別教育等の資格取得の推奨を行っています。

③ 大分少年院

ハローワーク豊後大野と連携した就労支援※1を実施しています。

また、矯正就労支援情報センター室（コレワーク）※2を活用した就労支援※3や、各種資格試験、コンピューターサービス等の特別教育等を実施しています。

※1 支援を受けた者22人、うち内定を受けた者2人（平成29年実績）

※2 矯正就労支援情報センター室：受刑者等の帰住地や取得資格等の一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じる。通称コレワーク。

※3 内定決定者1人（平成29年実績）

④ 大分保護観察所

「刑務所出所者等総合的就労支援対策」として、ハローワーク、大分県更生保護協会等と連携し、「就労支援メニュー（身元保証制度、トライアル雇用、セミナー・事業所見学会、職場体験講習）」を活用した「刑務所出所者等就労支援事業」を実施しています。

また、保護観察対象者等を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主※に対して、「刑務所出所者等就労奨励金」を支給する制度を設けています。

さらに、県、職業安定機関、矯正施設等の関係機関・団体による「刑務所出所者等就労支援推進協議会」等を定期的で開催し、就労支援体制の構築に努めています。

※平成30年4月現在 168社

⑤ 大分労働局

ハローワークでの職業相談・職業紹介や就職支援ナビゲーターの配置を行うとともに、刑務所出所者等の就労を効果的に支援するため、矯正施設・更生保護機関と連携して、「刑務所出所者等就労支援事業」を実施し、保護観察官等を構成員とした「就労支援チーム」の設置による支援対象への個別支援、矯正施設での職業講話の実施、公的職業訓練の活用、トライアル雇用などに取り組んでいます。

⑥ 更生保護法人豊州保護会(更生保護施設あけぼの寮)

刑務所出所者等のうち、帰るべき場所がない人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供するとともに、就労の支援を行っています※。

※平成29年度中に退所した51人の退所時の就業状況

・一般労務作業者	17人(33.3%)
・農林・漁業作業者	3人(5.9%)
・専門的・技術的職業就業者	2人(3.9%)
・無職者	26人(51.0%)

うち社会福祉施設入所者6人、生活保護受給者3人

・不詳	3人(5.9%)
-----	----------

⑦ 更生保護法人大分県更生保護協会

保護観察対象者等に生活資金や帰住旅費等の金品支給を行うほか、身元保証として、保護観察対象者等が協力雇用主に就職し、就労中に

過失等で就労先に損害等を与えた場合、見舞金を支払う制度を設けています。

⑧ NPO法人大分県就労支援事業者機構

協力雇用主の開拓・援助、犯罪をした者等の雇用主に対する助成金の支給等や啓発活動を中心に就労支援事業を展開しています。

⑨ 県

大分労働局と連携して「大分県中高年齢者就業支援センター」を設置し、中高年齢者に対する国と県の雇用施策を一体的に実施しています。その取組の一環として、犯罪をした者等から就職支援の相談があった場合、適職分析・応募書類の作成指導等のキャリアコンサルティングを実施しています。また、「刑務所出所者等就労支援推進協議会」に参加し、保護観察所における矯正施設出所者及び保護観察対象者等の就労支援の取組等について情報を共有しているところです。

また、犯罪歴にかかわらず生活に困窮していたり、軽度の障がいを持っているなど、一般の企業等への就労が困難な者に対して、「生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）」に基づく「生活困窮者就労準備支援事業」や「生活困窮者就労訓練事業」による支援を行っています。※

加えて、市又は市町村社会福祉協議会に設けられた生活困窮者自立相談支援機関において、生活に困窮している人に関する総合的な相談を受け付け、本人が抱える課題をもとに自立支援プランを作成したうえで、就労準備や家計改善などの支援を実施しており、県ではこれらの相談窓口や認定就労訓練事業所についての情報をホームページで公開しています。

※生活困窮者就労準備支援事業実施市町村数 11市町村（平成30年4月現在）

生活困窮者就労訓練事業認定事業所数 8事業所（平成30年8月現在）

（3）課題

比較的高齢であることや知的制約などにより一般的な就労を継続することができにくい福祉的支援対象者といわゆる一般就労への適応者との狭間にいる人たちの就労の確保、刑務所入所中に就職に結びつかない者や刑務所出所後にハローワークに来所しない者、高齢や障がいにより安定した労働力と見なされない者、対人関係の難しさ等で雇用に結びつかない者等への対応が必要です。

そのほか、下記の関係機関においては、次のような課題があります。

① 大分刑務所

出所後に求人に応募しても実際の採用面接の際に服役中の未就労期間について説明できず採用に至らない状況、また、実施している企業説明会への参加企業が少ない状況があります。

② 大分保護観察所

協力雇用主は、平成29年の登録企業168社のうち、実際の雇用実績があるのは8社で、企業が協力雇用主として登録していても、犯罪をした者の雇用に結びつきにくい実態があります。

また、協力雇用主168社のうち、建設業者が88社（うち県の競争入札参加資格保有者は33社）を占めており、建設業界の比重が高い状況にありますが、ここ数年は横ばい状態であり、協力雇用主の業種を広げ、実雇用の増大を図る必要があります。

(4) 具体的施策

こうした課題等を踏まえて、関係機関との役割分担のもと、密接に連携を取りながら、犯罪をした人等が地域生活を営む上で経済的基盤となる就労の確保に向けて、現在の取組の充実等を図ります。主な関係機関の取組は以下のとおりです。

① 大分刑務所

② 中津少年学院

③ 大分少年院

協力雇用主会をはじめ就労に関わる関係機関、団体、個人に対し、矯正施設の教育や実情をより深く理解してもらうために施設見学会や意見交換会等を積極的に実施するなど、就労支援の充実に努めます。

④ 大分保護観察所

引き続き、「就労支援メニュー」及び「刑務所出所者等就労奨励金制度」を積極的に活用して協力雇用主に対する支援を実施する一方、これまで以上にきめ細かく保護観察対象者等の相談に応じるなどにより、就労先の確保につなげます。

また、引き続き、大分県就労支援事業者機構とも連携し、企業等への説明の機会を捉えて協力雇用主制度の理解と協力を求め、多様な職業分野の協力雇用主の開拓に努めていきます。

今後も「刑務所出所者等就労支援推進協議会」を開催して、関係機

関・団体との連携を一層充実強化し、体制の構築に努めていきます。

⑤ 大分労働局

適切な就労先の確保に向け、矯正施設、保護観察所及びハローワークとの連携による一貫した就労支援対策の一層の充実を図ります。また、就職後の職場定着に向けたフォローアップを図るため、関係機関と連携の上、状況に応じた相談支援等を検討していきます。

⑥ NPO法人大分県就労支援事業者機構

県内の協力雇用主会と保護観察所と連携し、民間の事業者等に対する就労支援の充実に取り組んでいきます。

⑦ 県

- ・ 犯罪をした者等への就職支援のため、大分労働局、ハローワークと連携しながら、引き続きキャリアコンサルティングなどに取り組みます。また、「刑務所出所者等就労支援推進協議会」に参加し、保護観察所等の関係機関との連携強化を図ります。【商工労働部】
- ・ 県が行う公共工事の競争入札参加資格審査において、協力雇用主に対する優遇措置の導入を検討をします。【土木建築部】
- ・ 生活に困窮していたり、軽度の障がいを持っているなど、一般の企業等への就労が困難な者に対して、引き続き、「生活困窮者就労準備支援事業」や「生活困窮者就労訓練事業」による支援を行います。また、これらの事業について実施市町村の拡大や、認定就労訓練事業所を増やす働きかけを行います。【福祉保健部】

2. 住居の確保

(1) 現状（取組の必要性）

平成29年に県内の更生保護施設等において一時的に居場所を確保した者は、合わせて83人※であり、犯罪をした者の住居の確保が難しい実態があります。

※（内訳）下記数字には他都道府県の刑務所を出所した者も含む

- ・ 更生保護施設で一時的に居場所を確保した者 80人
- ・ 自立準備ホームで一時的に居場所を確保した者 3人

※自立準備ホーム：住居がない出所者等に一時的に宿泊場所の提供等を行い、自立に向けた支援を行う、あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等の運営する民間施設

(2) 現在の取組

現在、県内の関係機関において、以下のような住居の確保に向けた取組を行っています。

① 大分保護観察所

刑務所出所者等で帰住予定地等住居のない者については、更生保護施設や自立準備ホームでの受け入れ、更生緊急保護※1や特別調整※2による居場所の確保等に取り組んでいます。

※1 更生緊急保護 : 満期釈放者等に対して、その者の申出に基づいて、食事・医療・旅費等を与え、又は更生保護施設に委託するなどの緊急の措置を講ずるもの

※2 特別調整 : 生活環境の調整（保護観察所が行う受刑者等の出所後の住居、就職等の調整）のうち、高齢者（おおむね65歳以上）又は障がい等を有する者で適当な帰住予定地が確保されていない者に対して行う、特別な手続に基づく福祉サービス等の調整その他の社会復帰のための調整

② 更生保護法人豊州保護会(更生保護施設あけぼの寮)

刑務所出所者等のうち、帰るべき場所がない人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供しています※。

※平成29年度中に退所した51人の退所先

・親族	6人(11.7%)
・知人・友人	10人(19.6%)
・下宿・借家等	11人(21.6%)
・就業先	8人(15.7%)
・社会福祉施設	6人(11.8%)
・その他	3人(5.9%)
・不詳	7人(13.7%)

③ 県

犯罪をした者等のうち保護観察対象者等は「住宅セーフティネット法」により住宅確保要配慮者として定義づけられており、賃貸住宅の供給の促進を図っています。

また、市又は市町村社会福祉協議会に設けられた生活困窮者自立相談支援機関において、犯罪歴にかかわらず生活に困窮しており、住居を喪失又はそのおそれのある者に対して、住居の確保に向けた相談に応じたり、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を支給しています。

(3) 課題

身元引受人や身元保証人のない者や、高齢、障がい、病気などが原因で就職が困難な者、またその結果として貧困により帰住予定地がない者、年金が少ない者等への対応に加えて、多様な行き場の確保（一時的宿泊場所や行き先が決まるまで滞在できる場所、満期出所者が支援を求めることができる施設、女性の行き場、出所当日から金銭や住居がない者の支援など）が必要です。

そのほか、次のような課題があります。

① 県

「住宅セーフティネット法」における入居対象は保護観察対象者等に限定されており、保護観察対象者以外の犯罪をした者等で住宅確保要配慮者に該当しない者は住宅セーフティネット法での支援対象となっていない。

また、公営住宅への入居については、入居要件は他の入居希望者と同じであるものの、犯罪をした者等にとっては、親族等と疎遠になっている等の事情により連帯保証人となる者の確保が困難であることや、既存入居者にとっては、犯罪や非行をした人の受入れに対する不安や反発及び再犯のリスクがあることなど、様々な問題が予想されます。

(4) 具体的施策

こうした課題等を踏まえて、関係機関との役割分担のもと、密接に連携を取りながら、犯罪をした人等が地域社会において安定した生活を送るために必要な住居の確保に向けて、現在の取組の充実等を図ります。主な関係機関の取組は以下のとおりです。

① 大分保護観察所

帰住予定地のない刑務所出所者等のほか、更生緊急保護及び特別調整の対象者について、引き続き更生保護施設及び自立準備ホームと連携して、積極的な受入れについて検討・実施していきます。

また、関係機関・団体の協力を得て、更生保護施設及び自立準備ホームについて、地域において近隣住民の理解がさらに促進され、より充実した運営がなされるよう支援を行っていきます。

② 県

- ・ 「住宅セーフティネット法」に基づく支援について、法務省、国

土交通省、県の各部署および民間団体その他の関係者との緊密な連携を図るとともに、情報提供を行うための執行体制の整備を推進し、賃貸住宅の更なる供給促進に努めます。【土木建築部】

- ・ 公営住宅への入居について、今後、国（法務省）が、犯罪をした者等の住宅の確保を困難にしている要因について調査を行い、事業主体に対する継続的支援（助言・指導・個人情報提供等）及び必要に応じた所要の施策を実施することとされているため、県としては、入居要件の緩和等については、その内容に係る情報提供を受けて検討を行います。【土木建築部】
- ・ 引き続き、生活困窮者自立相談支援機関において、住居を喪失又はそのおそれのある者に対して、住居の確保に向けた相談に応じたり、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を支給します。【福祉保健部】

第2 保健医療・福祉サービスの利用促進のための取組

1. 高齢者又は障がい者等への支援

(1) 現状（取組の必要性）

大分刑務所の入所者の状況を見ると、年により多少の増減はありますが、一定数の高齢者や障がい者が存在しており、これらの者に対する支援が必要な状況にあります。

※高齢者・障がい者の入所状況

	65歳以上の者	障害者手帳所持者
平成27年	30人	20人
平成28年	39人	21人
平成29年	38人	17人

(2) 現在の取組

現在、県内の関係機関において、以下のような高齢者や障がい者等への支援の取組を行っています。

① 大分刑務所

社会福祉士を配置し、特別調整の対象外の受刑者に対しても社会福祉サービスにつなげる働きかけを行っています。また、高齢受刑者等社会復帰支援充実化委員会の開催や、社会復帰支援指導としての健康運動プログラム（外部講師による筋力トレーニング・めじろんリズム体操等）の実施により、出所後の生活に必要な基礎知識等の教育をしています。

② 中津少年学院

福祉専門官を配置し、在院中に療育手帳の取得の手續や自立準備ホームでの受入れを調整するなど、福祉につなげるための働きかけを行っています。

③ 大分地方検察庁

更生緊急保護として大分保護観察所へのつなぎ支援を行っているほか、大学教授を招聘して罪を犯した知的障がい者の再犯の防止のための取調方法等の勉強会や、医療・福祉関係者と罪を犯した障がい者等への再犯の防止等に関する事例検討会等を開催し、意見交換を行っています。

④ 大分保護観察所

「大分県地域生活定着支援センター※1（平成22年から社会福祉法人恩賜財団済生会支部大分県済生会へ県が委託）」及び大分刑務所等矯正施設と連携し、一定の要件を満たす者に対して、出所（院）後速やかに福祉・保健関係機関等から必要な介護、医療、年金その他の各種サービスを受けることができるよう、円滑な社会復帰を図るための取組として「特別調整」を行っています。※2

また、帰住予定地がある者についても、明らかに福祉サービスが必要な場合は、「一般調整」※3として、大分県地域生活定着支援センターの協力を得て福祉サービスにつなげています。

※1 地域生活定着支援センター：高齢や障がいのある出所者等に対し、必要な福祉サービス等のコーディネート業務、フォローアップ業務、相談業務等を行うため都道府県に設置されている支援機関

※2 特別調整受理件数の推移（大分保護観察所依頼分）

平成26年度 11件、27年度 14件、28年度 15件、29年度 18件

※3 一般調整：生活環境の調整のうち、帰住予定地は確保されていて特別調整には該当しないものの、高齢者又は障がいを有する者で、出所後又は出院後に特別な手續に基づく福祉サービス等の調整その他社会復帰のための調整が必要なもの

⑤ 大分県社会福祉協議会

県内の各市町村社会福祉協議会が受託実施している「生活困窮者自立支援事業」や趣旨に賛同する県内の社会福祉法人が社会貢献事業として実施している「くらしサポート事業」と連携し、緊急的な経済的

支援や生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業、フードバンクへのつなぎを行うなど、サポート体制を構築しています。

⑥ 更生保護法人豊州保護会(更生保護施設あけぼの寮)

特別調整対象者(地域生活定着支援センターの支援対象者)を一時的に受け入れて地域生活への本格的な移行を支援し、また、特別調整対象者に該当しない高齢者や障がい者等の自立が難しい刑務所出所者等を特別処遇対象者として受け入れ、地域社会で安定した生活を維持できるように必要な福祉的支援を行っています。

なお、当施設を退所後、一定期間生活状況の見守りや相談等必要な支援(フォローアップ支援)も行っています。

⑦ 県

「大分県地域福祉基本計画」において、「福祉サービスの充実と質の確保」の項目の「生活に困窮する人などを支援する体制の整備」の中で、高齢者や障がい者等で罪を犯した人に対する支援を掲げています。

その取組として、矯正施設を出所(院)する高齢者や障がい者の社会復帰を支援し再犯を防止するため、大分県地域生活定着支援センターを設置し、高齢又は障がいを有することにより矯正施設等から出所(院)した後自立した生活を営むことが困難と認められる者に対し、保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入先施設のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等(コーディネート業務)を行っています(出口支援)。

また、大分県地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設から出所(院)した後も本人を受け入れた施設等に対して必要な助言(フォローアップ業務)を行うとともに、本人、家族、受入施設、行政機関等関係者からの本人の福祉サービス等の利用に関する相談に対応しています。

加えて、矯正施設に入所するに至らなかった起訴猶予者等についても、必要な福祉的支援に結び付けることなどが犯罪等の常習化を防ぐために重要である場合があることを踏まえ、大分県地域生活定着支援センターにおいて、弁護士会と協働し、身柄釈放時に福祉サービスに橋渡しできるよう、受入先施設のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行っています(入口支援)。

(3) 課題

地域での受入れにあたっての連携体制の構築状況は、地域によって差があり、その解消が急務です。対象者の受入先施設の選定には苦勞している状況が多くあり、また、本来福祉支援を受けていて当然と考えられる方が何の支援も受けることなく、生きていくために再度犯罪をしてしまう場合もあります。

そのほか、次のような課題があります。

① 大分刑務所

出口支援において、特別調整の要件に該当しないものの、何らかの支援（帰住予定地の確保、医療・福祉サービスなど）を要する者に対しての調整に苦慮しています。

② 大分地方検察庁

入口支援においても高齢者・障がい者の事案が増加しており、各対象者に応じたつなぎ先選定に苦慮しています。

(4) 具体的施策

こうした課題等を踏まえて、関係機関との役割分担のもと、密接に連携を取りながら、福祉的支援等が必要な高齢者や障がい者等に適切な支援が届けられるよう、現在の取組の充実等を図ります。主な関係機関の取組は、以下のとおりです。

① 大分地方検察庁

釈放時に保健・医療・福祉サービスが必要と認められる者については、今後とも関係機関と連絡を密にし、再犯の防止のために取り得る施策を拡充していきます。

② 大分保護観察所

県、大分県地域生活定着支援センター及び矯正施設とさらに密な連携を図り、関係機関・団体と連絡協議会等を開催するなどして、刑事司法手続の入口から刑事処分終了後まで一貫して必要な保健医療・各種福祉サービス等の提供が受けられ円滑な社会復帰ができるよう、「息の長い」支援ネットワークの構築に向けた取組を進めます。

③ 大分県社会福祉協議会

関係機関との連携の強化により、各機関の相談窓口等で適切な情報

提供や迅速なつながりができる「包括的相談体制」の構築を推進し、保健医療・福祉サービスの利用を促進します。

④ 県

- ・引き続き、大分県地域生活定着支援センターにより、刑務所や少年院を出所（院）する高齢者や障がい者で福祉的な支援を必要とする方などに、出所（院）後ただちに保健医療・福祉的な支援を提供することで、社会復帰を支援するとともに、関係者の集まる研修会や会議でのパンフレット配布や制度説明といった啓発活動を行うなどにより、専門的な支援を行う者や関係機関との連携強化及び地域の受入体制の整備に取り組んでいきます。【福祉保健部】
- ・刑務所等出所（院）の前段階から、地域生活定着支援センターを中心に司法・福祉関係機関と支援ネットワークを構築し、出所（院）後直ちに福祉サービス等の利用につなげることで、触法障がい者※の改善更生・社会復帰を支援し、再犯防止を図ります。【福祉保健部】

※触法障がい者：刑罰法令に触れる行為をした障がい者のこと。なお、障がい者とは身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他の心身の機能障がいのある方のこと

2. 薬物依存者への支援

(1) 現状（取組の必要性）

各矯正施設における入所者の状況を見ると、年により多少の増減がありますが、一定数の薬物依存者が存在しており※、薬物依存者への支援が必要な状況にあります。

※薬物事犯者等の入所状況

	平成27年	28年	29年
大分刑務所（薬物事犯者）	28人	47人	37人
中津少年学院（薬物非行経験者）	2人	10人	3人
大分少年院（薬物非行経験者）	12人	14人	13人

※薬物事犯者：覚せい剤取締法違反・麻薬及び向精神薬取締法違反・毒物劇物取締法違反・大麻取締法違反等をした者

(2) 現在の取組

現在、県内の関係機関において、以下のような薬物依存者への支援の取組を行っています。

① 大分刑務所

薬物依存離脱指導（①必修プログラム、②専門プログラム、③選択プログラム）を実施しています。

② 中津少年学院

③ 大分少年院

薬物への依存性が高い者については、特定生活指導（薬物非行防止指導）を実施し、出院後の保護観察における指導に引き継げるよう連絡体制を整えています。

④ 大分保護観察所

薬物事犯者※1に対し、大分DARC（大分ダルク※2）及び医療機関と連携し、「薬物再乱用防止プログラム」（コアプログラム5回＋コアプログラム終了後のステップアッププログラム（毎月1回））、簡易薬物検出検査、家族等に対する支援を実施するとともに、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」（以下「地域連携ガイドライン」という。）に基づいて、関係機関や民間支援団体と連携を進めています。

さらに、薬物事犯者に対しては、保護観察所が行う通常の指導監督及び補導援護を実施するだけでなく、地域の医療・援助機関等による薬物依存の改善に資する医療又は援助を適切に確保し、一体的な処遇を行うよう努めています。

※1平成29年の薬物事犯者総数61人のうち（注）重複あり

・医療機関で治療を受けた者が8人（13.1%）

・薬物依存症リハビリ施設（大分DARC）で支援を受けた者が9人（14.8%）

※2ダルク：Drug Addiction Rehabilitation Center

覚醒剤、有機溶剤（シンナー等）、市販薬、その他の薬物から解放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設

⑤ 大分DARC

各種の補助や支援を受けながら、グループミーティング等による回復プログラム、別途の依存症（処方薬依存やアルコール依存等）を含めて再発しないための通院調整等の治療のサポートを実施しています。

また、完治が困難で常に依存症と対峙する必要がある薬物依存については治療が長期に及ぶという現実を踏まえ、薬物依存者の家族等を支援する家族教室の開催や相談窓口の開設を行うとともに、薬物から

の回復の必要性を周知・啓発するために、出前講座を実施しています。

⑥ 県

精神保健福祉センター（こころとからだの相談支援センター）及び保健所における薬物相談、精神科医による精神保健福祉相談、家族会の開催などに取り組んでいます。また、医療計画の中で、依存症への対応が可能な医療機関を表示しています。さらに、アディクション（依存症・嗜癖）フォーラムの広報周知及び運営補助を行っています。

（３）課題

県内の薬物依存症の治療及び支援が実施可能な機関や入院設備を有する病院が少ない、また、対応に時間がかかるなど、入院・通院して治療が必要な者であっても、治療や支援が受けにくい状況にあります。

（４）具体的施策

こうした課題等を踏まえて、関係機関との役割分担のもと、密接に連携を取りながら、再犯率が高く、再犯防止を進める上でも大きな課題となっている薬物依存者の立ち直りを支援するため、現在の取組の充実等を図ります。主な関係機関の取組は以下のとおりです。

① 大分保護観察所

引き続き、薬物事犯者への「薬物再乱用防止プログラム」を確実に実施するとともに、関係機関及び民間支援団体との定期的な連絡協議会等の開催により、薬物依存を有する者に対する理解と地域への移行や家族等に対する支援を継続していきます。

また、薬物事犯者等が刑事処分又は保護処分終了後も地域において必要な保健医療・福祉的サービスが受けられるとともに、立ち直りに向けた「息の長い」支援が受けられるよう、「地域連携ガイドライン」に基づく地域支援ネットワークの構築に向け、関係機関・団体に働きかけていきます。

② 大分DARC

一般県民への周知・啓発を充実させるために、出前講座の回数を増やすことを検討します。

③ 県

- ・ 今後も引き続き、精神保健福祉センター（こころとからだの相談

支援センター)及び保健所における薬物依存者やその家族の相談等の取組の継続・充実を図るとともに、依存症支援者向けの研修を開催するほか、「地域連携ガイドライン」に沿って、医療機関や保護観察所等の関係機関と連携し、社会復帰に向けて積極的に協働しながら支援していきます。【福祉保健部】

- ・ 医療機関に対し、薬物依存症に対する再発防止プログラム（S M A R P P ※）等の周知を行い、地域医療の充実を図り、薬物依存者へのより専門的な対応を促進します。【福祉保健部】
- ・ 薬物依存者やその家族が孤立せず、適切な治療・社会支援につながるができるよう、自助グループや家族会と連携し活動を周知するほか、一般県民向けに啓発講座を開催し、県全体の薬物依存者に対する理解促進に努めていきます。【福祉保健部】

※ S M A R P P（スマープ）：Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program（せりがや覚醒剤依存再発防止プログラム） 神奈川県立精神医療センター・せりがや病院の精神科医・松本俊彦氏らにより開発された認知行動療法を基本とした治療プログラム

第3 学校等と連携した修学支援及び非行の防止のための取組

1. 学校等と連携した修学支援及び非行の防止

(1) 現状（取組の必要性）

平成29年の矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験状況は以下のとおりです。

	合格者	受験者	合格率
・大分刑務所	2人	6人	33.3%
・中津少年学院	2人	6人	33.3%
・大分少年院	3人	10人	30.0%

また、大分少年院におけるH29の入院者の学歴状況は、中学卒75%、高校中退22%、高校卒3%であり、中学卒の履歴がほとんどとなっております。修学支援等に向けた取組が必要です。

(2) 現在の取組

現在、県内の関係機関において、以下のような修学支援や非行防止に向けた取組を行っています。

① 中津少年学院

在院中の高校受験については、在籍中学校と連携しながら受験させています。

また、高卒認定試験の受験を希望した在院者に対して積極的に支援

を行っています。

② **大分少年院**

在院中の少年に対し、積極的に修学支援をしています。また、高卒認定試験の受験を希望した在院者に対しても積極的に支援を行っています。

③ **大分保護観察所**

学校等と連携し、保護観察を実施する中で、修学意欲を喚起・継続させ、復学、進学、卒業等に至るよう指導・助言を行っています。

また、保護観察官が学校等に出張して更生保護制度等に関する講座を行ったり、再犯の防止に資するための基礎的な教育として、法などの価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるために必要な教育を行うなど、非行防止活動を推進しています。

④ **大分少年鑑別所**

非行防止の取組として、「法務少年支援センターおおいた」において、地域社会における非行及び犯罪の防止に向けた地域援助業務を行っています。

⑤ **保護司会**

保護観察所と協働して、教育委員会及び学校と連携し、児童生徒を対象とした“社会を明るくする運動”作文コンテストを実施するなどの非行防止活動を行っています。

また、学校等と連携し、登校時の挨拶運動、地域の防犯パトロール、薬物乱用防止教室、学校教諭との定期連絡会等の地域における非行防止活動を行っています。

⑥ **更生保護女性会**

入学式や体育祭などの学校行事に参加したり、小学校を訪問して1/2成人式を行うなどの非行防止活動を行うほか、青少年育成協議会や民生児童委員協議会などの各種関係団体と連携して青少年の健全育成のための活動を行っています。

⑦ **BBS会 (Big Brothers and Sisters Movementの略)**

保護観察所や関係機関・団体からの支援の依頼に基づき、非行少年

に対する「ともだち活動」、不登校児への学習支援、レクリエーションなどのグループワーク等、地域における非行防止・青少年の健全育成活動を行っています

⑧ 県

児童自立支援施設である二豊学園や児童相談所と学校との連携、ジョブカフェおおいた（本センター1カ所、サテライト4カ所）が提供する就労支援サービスの学校への情報提供、私立高等学校等を中途退学した者の学び直しを支援する支援金の支給等に取り組んでいます。

⑨ 県教育委員会

高等学校中退者に対する進学や就職等の支援や、再犯防止の対象となる者の絶対数が少ないことから、犯罪自体の未然防止に向けた取組を実施しています。また、矯正施設在所者の復学・進学等に当たっては、本人の希望に応じて必要な情報提供をするといった配慮を行っています。

⑩ 警察本部

大分っ子フレンドリーサポートセンター等が少年警察ボランティアや関係機関と連携して行う立ち直り支援、スクールサポーター（警察OB）等による少年の問題行動への対応や非行・薬物乱用防止教室等の実施、学校警察連絡制度による児童生徒の安全確保及び非行防止に取り組んでいます。

(3) 課題

下記の関係機関においては、次のような課題があります。

① 中津少年学院

② 大分少年院

③ 大分保護観察所

少年院出院時に全日制・定時制・通信制高校への復学・進学及び高等学校卒業程度認定試験を希望していても、出院後は仕事に就き、時間の経過とともに復学・進学等を断念しているという実態があります。

また、民間協力団体が効果的かつ円滑な取組が推進できるよう、県教育委員会、学校等とのさらなる連携強化が必要です。

④ 県教育委員会

子育てに対する親の意識の変化を踏まえ、福祉的支援が必要な子どもの社会復帰支援や、保護者への相談支援が必要であると考えています。また、学校関係者の保護司制度に対する理解を促進するため、具体的にどういった取組を行っていくか検討が必要です。

(4) 具体的施策

こうした課題等を踏まえて、関係機関との役割分担のもと、密接に連携を取りながら、若年者の再犯防止のために重要な学校等と連携した修学支援や非行の防止のため、現在の取組の充実等を図ります。主な関係機関の取組については、以下のとおりです。

① 中津少年学院

② 大分少年院

③ 大分保護観察所

矯正施設において修学支援等を受けた者について、施設内処遇の内容を踏まえ、矯正施設、保護観察所、民間ボランティア、地方公共団体等関係機関が協働して、本人の状況に応じた学びの継続に向けた学習相談・学習支援等の効果的な支援が実施できるよう個別のケースに応じて、関係機関によるネットワークの構築等について検討していきます。

④ 県教育委員会

学び直しを希望する高等学校中退者等へのサポートや矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校入学者選抜・編入学における配慮を促進するため、学校関係者に対して、矯正施設・保護観察所との連携事例を周知するなどして、相互の連携を推進していきます。

また、公立学校にスクールカウンセラーを配置し、スクールソーシャルワーカーの活用を通じていじめや不登校に対応するとともに、他の児童・生徒等へ危害を及ぼすおそれがある児童・生徒の学校への受入れにあたっては、児童精神科医などの医療関係者を活用した対応を検討します。

第4 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

1. 民間協力者の活動の促進

(1) 現状（取組の必要性）

現在、県内には、以下のような民間協力者（団体等）があり、次の

ような活動を行っています。民間協力者の協力なしに、再犯防止の推進はあり得ません。

<保護司、保護司会>

保護司は、法務大臣からの委嘱を受け、犯罪をした者や非行少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、主な業務には、保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰住予定地の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために啓発活動を行うことなどがあります※1。

保護司の組織である保護司会では、現在、保護司や保護司会が地域で更生保護活動を行う拠点として、更生保護サポートセンターを設置※2し、保護司の処遇活動に対する支援、関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。

※1 大分県保護司会連合会に属する保護司数は、619名で充足率は93.8%

(平成30年12月1日現在)

※2 平成30年12月1日現在、県内12保護区のうち10保護区に設置済

<更生保護女性会>

女性の立場から、犯罪や非行をなくし、罪を犯した人々の立ち直りを支援して犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的としたボランティア団体で、保護司会などとともに“社会を明るくする運動”などの犯罪・非行防止活動を実施しています。

また、更生保護施設を訪問して炊事補助、日用品の援助等の協力などを行うほか、保護観察所で実施する社会貢献活動への協力、矯正施設での行事への参加協力などを行っています。

さらに、「地域を編む」をモットーに、1/2成人式などの青少年の健全育成活動、母子を対象とした子育て支援活動など、地域に根ざした活動を実施しています。

※大分県更生保護女性連盟の会員数は、19地区の2,055名(平成30年4月1

日現在)

<BBS (Big Brothers and Sisters Movementの略) 会>

兄や姉のような身近な存在として、少年たちと一緒に悩み、一緒に楽しみ、その健やかな成長を支援するとともに、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指して活動する青年ボランティア団体です。

保護観察所や関係機関・団体からの支援の依頼に基づき、非行など問題を抱えた少年の友達になることを通して立ち直りを支援する「ともだち活動」、保護観察所で実施する社会貢献活動への協力、“社会を明るくする運動”の諸活動のほか、不登校児等への学習支援、レクリエーションなどのグルーワーク等、地域における犯罪・非行防止活動、青少年の健全育成活動を行っています。

※大分県BBS連盟の会員数は、6地区の146名（平成30年4月1日現在）

＜更生保護法人豊州保護会＞

更生保護施設あけぼの寮を運営し、刑務所出所者等のうち、帰るべき場所がない人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供するとともに、就職指導や社会適応に必要な生活指導を行うなど、円滑な社会復帰を支援しています。

＜更生保護法人大分県更生保護協会＞

会費収入、寄附金等をもとに、保護司会、更生保護女性会、BBS会、更生保護施設、協力雇用主などへの運営費の一部助成や、更生保護に関する各種研修の実施等を支援しています。

＜NPO法人大分県就労支援事業者機構＞

刑務所出所者等の就労を促進することを目的とした団体で、大分県内の経済界の方々の協力を得て、協力雇用主を支援しています。

＜協力雇用主＞

犯罪をした者や非行のある少年の自立及び社会復帰に協力するため、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主です。前歴や非行歴にこだわらず、一般の労働者と待遇や勤務内容に格差をつけることなく積極的に雇用しようとする事で、その立ち直りに重要な役割を果たしています。

（2）現在の取組

現在、県内の関係機関において、以下のような民間協力者の活動の促進の取組を行っています。

- ① 中津少年学院
- ② 大分少年院

「篤志面接委員（矯正施設で面接等を行い改善更生と社会復帰の手助けをする民間ボランティア）」、「教誨師（矯正施設で精神的・倫理的な教化や求めに応じた宗教的な教化を行う宗教家である民間ボランティア）」等の地域関係者の協力を得て、矯正教育や在院者の生活環境整備などを行っています。

また、大分少年院では、再犯防止啓発月間に地元の市長を始めとする多数の来訪者の参加の下、「大分少年院意見発表会」を開催しており、当日は、在院者代表と招待した近隣の高校生が意見発表を行っています。

③ 大分保護観察所

地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動に当たる更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティア、更生保護法人等が、“社会を明るくする運動”等の広報・啓発活動、地域の関係機関等と連携した再犯防止のための取組等を促進できるよう、活動に対する支援を行っています。

④ 県

更生保護法人（大分県更生保護協会、豊州保護会）の活動に要する経費等の助成を行うとともに、更生保護サポートセンターの地方庁舎内設置に対する協力等を行っています。

（3）課題

保護司のほか、更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティア及び大分県更生保護協会、大分県就労支援事業者機構等の更生保護関係団体の新規会員（賛助会員を含む）の確保が難しくなっています。

（4）具体的施策

再犯防止を進めていく上で、民間協力者の協力は不可欠です。このため、関係機関と密接に連携を取りながら、現在の取組の充実等を図り、民間協力者の活動を促進します。主な関係機関の取組は以下のとおりです。

① 大分保護観察所

保護司を始めとする更生保護民間関係者及び団体に対し、より一層支援の充実を図っていきます。

また、県民の理解と協力が得られ、更生保護民間関係者及び団体が県内各地で効果的な活動が展開できるとともに、若年層を含む幅広い年齢層からの保護司候補者や新規会員の発掘が円滑に行われるよう、広報、情報提供、働きかけ等の充実を図っていきます。

引き続き、大分県就労支援事業者機構とも連携し、企業等への説明の機会を捉えて協力雇用主制度の理解と協力を求め、多様な職業分野からの協力雇用主の開拓に努めていきます。

② 県

- ・ 更生保護法人（大分県更生保護協会、豊州保護会）の活動に要する経費等の助成等、これまでの支援を継続・充実していくとともに、市町村とも連携を図りながら、保護司など、民間団体のボランティア募集の呼びかけに対する協力を努めます。また、国の行う広報・啓発活動への参加等を通じて、民間協力者の活動の促進に積極的に協力していきます。【生活環境部】

2. 広報・啓発活動の推進

(1) 現状・現在の取組

現在、県内の関係機関において、以下のような広報・啓発活動の推進の取組を行っています。

① 大分刑務所、中津少年学院、大分少年院、大分少年鑑別所

近隣住民への施設の概況説明や施設見学会等を実施して、近隣との交流、活動の広報・啓発に努めています。

② 大分保護観察所

“社会を明るくする運動”を、大分県推進委員会（委員長：大分県知事）の事務局として、毎年7月の強調月間を中心に推進しています。主な行事として、内閣総理大臣メッセージの伝達、一日大分保護観察所長行事、小中学生を対象とした“社会を明るくする運動”作文コンテストなどを実施しています。これらの行事を通じて、県民各層に運動の趣旨に対する理解と協力を求めています。

また、県内18市町村においても、保護司会、更生保護女性会及びBBS会と連携し、保護司会が中心となって“社会を明るくする運動”に関する行事（広報・街頭啓発活動等）を実施しています。

そのほかにも、保護観察官が関係機関等の研修や地域の行事などで更生保護制度等に関する講座の講師を務めるなど、更生保護制度や再

犯防止対策の重要性等について広報・啓発活動を行うとともに、再犯の防止に資するための基礎的な教育として、法などの価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるために必要な教育を推進しています。

③ **更生保護法人大分県更生保護協会**

機関紙「更生保護おいた」を発行するほか、世論啓発や“社会を明るくする運動”の各種行事の実施を支援しています。

④ **大分県地域生活定着支援センター**

県及び大分県社会福祉協議会との共催により、広く刑務所出所者等で生きづらさを抱えた方への支援に関する啓発セミナーを実施しています。また、これらのテーマについて大学生への講義を行っており、次世代の福祉を担う人材育成にも取り組んでいます。

⑤ **県**

“社会を明るくする運動”の事業等に対する協力・支援や、更生保護大会における保護司に対する知事感謝状の贈呈、人権啓発の一環として薬物依存からの復帰者へのインタビュー冊子の作成・配布等を行っています。

⑥ **県教育委員会**

学校現場において再犯防止の対象となる者の絶対数が少ないことから、薬物乱用防止などの犯罪自体の防止に向けた出前授業を県警察等の協力を得たうえで実施しています。

(2) **課題**

再犯の防止等に関する取組は、県民にとって必ずしも身近なことではないため、県民の関心と理解を得ることが難しい状況にあります。

また、犯罪や非行の防止等の取組である“社会を明るくする運動”の趣旨が十分に浸透していない、刑務所出所者等に対する偏見がある、などの課題があります

(3) **具体的施策**

広報啓発活動を推進するため、関係機関と連携を取りながら、現在の取組の充実等を図ります。主な関係機関の取組は、以下のとおりです。

① 大分保護観察所

引き続き“社会を明るくする運動”の強調月間及び“再犯防止啓発月間”である7月を中心に、広く県民各層に関心を持ってもらうきっかけとなる効果的な情報発信、広報・啓発活動に取り組んでいきます。

また、“社会を明るくする運動”大分県推進委員会事務局として、各地域において特色のある効果的な活動が積極的に展開されるよう支援していきます。

さらに、保護観察官による更生保護出張講座と法教育について広く県民への周知に努め、再犯防止に関する広報・啓発活動を一層推進していくとともに、特に、社会福祉士・精神保健福祉士などの有資格者やそれらを目指している学生等を対象に、保護観察官が更生保護に関する現場経験に基づいた講義等を行うことにより、比較的若い年齢層の関心と理解を深めていくよう取り組みます。

加えて、更生保護施設と保護司制度の先駆けとなった「静岡県出獄人保護会社」を設立した一人である中津市出身の「川村矯一郎」氏の業績を広く県民に紹介するとともに、更生保護のマスコットキャラクターである「更生ペンギンのホゴちゃん、サラちゃん」を活用するなどして幼い子供を持つ20代、30代の親世代にアプローチすることにより、幅広い年齢層の関心と理解を深めていくよう取り組みます。

② 更生保護法人大分県更生保護協会

機関紙の増刷や新聞広告等の啓発活動、民間関係団体各種研修に対する支援の拡大を検討します。

③ 県

- ・ 保護観察所と協力して“社会を明るくする運動”の推進を図るとともに、県政広報誌等による更生保護の啓発や保護司など民間団体のボランティア募集の呼びかけに対する協力に努めます。【生活環境部】

④ 県教育委員会

法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるための学習の推進を図るとともに、従来から行っていた犯罪防止に向けた出前授業において、再犯防止という観点を加えたものにするなど、内容を拡充していきます。

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施のための取組

1. 特性に応じた効果的な指導の実施

(1) 現状・現在の取組

効果的な再犯の防止に取り組むためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性格、年齢、性別や家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握した上で、対象者への指導を行うことが求められています。

現在、県内の関係機関において、以下のような取組を行っています。

① 大分刑務所

大分刑務所では、受刑者に犯罪の責任を自覚させ、社会生活に適応するために必要な知識や生活態度を習得させることを目的に、5種目の特別改善指導※1と9種目の一般改善指導※2を実施しています。

※1 特別改善指導（特定の事情を有することによって改善更生、円滑な社会復帰に支障が認められる受刑者を対象）

- ・ 薬物依存離脱指導
- ・ 性犯罪再犯防止指導
- ・ 被害者の視点を取り入れた教育
- ・ 交通安全指導
- ・ 就労支援指導

※2 一般改善指導（すべての受刑者を対象）

- ・ アルコール依存回復プログラム
- ・ 酒害教育
- ・ 窃盗防止教育
- ・ 社会復帰支援指導
- ・ 長期刑（LA）受刑者指導
- ・ 暴力防止プログラム
- ・ 若年受刑者指導
- ・ スタートアッププログラム
- ・ 特殊詐欺事犯指導

② 中津少年学院

③ 大分少年院

在院者の特性に応じた効果的な矯正教育や支援活動により、改善更生と円滑な社会復帰を図っています。矯正教育は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導の5分野で構成されており、特に、在院者個々の問題性に応じて特定生活指導（被害者の視点を取

り入れた教育、薬物非行防止指導、性非行防止指導、家族関係指導、交友関係指導）を実施しています。

また、在院者が抱える問題は保護者との関係性に由来する場合が多いことから、保護者との関係改善を図る指導や保護者への働きかけを行っています。

中津少年学院では、知的・情緒又は発達障がいのある者等を入院対象としていることから、体験的に学べるプログラムの整備、視覚的な教材を使用しての指導に取り組んでいます。

④ 大分少年鑑別所

「法務省ケースアセスメントツール（MJCA）」を活用し、鑑別の精度の一層の向上を図るとともに、処遇過程（少年院等で教育中）の少年に対してもそのアセスメント機能を発揮し、少年保護手続を縦貫した継続的な鑑別を実施しています。

⑤ 大分保護観察所

犯罪に結びつく認知の歪み、自己統制力の不足等自己の問題、薬物事犯における薬物への依存性等を改善するため、特定の犯罪的傾向を改善するための処遇として、現在「性犯罪者処遇プログラム」「薬物再乱用防止プログラム」「暴力防止プログラム」「飲酒運転防止プログラム」の4つのプログラムを実施しています。

また、県警察本部と連携してDVやストーカーの加害者に対する指導・助言を行っています。

さらに、民間関係団体の協力を得て、保護観察対象者の善良な社会の一員としての意識の涵養（かんよう）や規範意識の向上を図ることを目的として社会貢献活動を実施しています。

加えて、犯罪をした者等が社会復帰する上で、自らのした犯罪等の責任を自覚し、犯罪被害者等が置かれた状況やその心情を理解することが不可欠であることを踏まえ、「犯罪被害者等の心情等伝達制度」、「しよく罪指導プログラム」を実施するなど、犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等を行っています。

⑥ 警察本部

性犯罪者、ストーカー加害者、問題を抱える少年など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図っています。

(2) 課題

対象者の特性や処遇ニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や、刑事司法関係機関や民間団体等における指導・支援の一貫性・継続性が不十分であるという状況があります。

(3) 具体的施策

効果的に再犯防止に取り組むために、関係機関との役割分担のもと、現在の取組の充実等を図り、犯罪被害者の視点を取り入れながら、特性に応じた効果的な指導を推進します。主な関係機関の取組は、以下のとおりです。

① 大分刑務所

被害者の命を奪い、又はその身体に重大な被害をもたらす罪を犯し、被害者その遺族等に対する謝罪や賠償等について特に考えさせる必要がある者には、自らの犯罪と向き合うことで、犯した罪の大きさや被害者・遺族等の心情を認識させ、誠意を持って対応していくとともに再び罪を犯さない決意を固めさせることを指導の目標とする被害者の視点を取り入れた教育を推進していきます。

② 中津少年学院

③ 大分少年院

次の項目について、取組の強化・検討を行います。

○ 特性に応じた効果的な指導の充実・強化

施設における矯正教育等の実効性を高めるために、研修の充実や教材の整備を進め、指導力の強化を図るとともに、関係機関、民間団体等との連携の在り方を検討します。

○ 関係機関と連携したきめ細やかな支援等

出院後も特に支援が必要な在院者については、ケース検討会を適時に実施し、さらに保護者調整、福祉や医療との連携、就労先や学校等との連携、自治体、警察等との連携の在り方を検討し、社会復帰の円滑化を推進します。

○ 発達上の課題を有する者に対する指導等

発達上の課題に対する効果的な指導や支援についてさらに研究や情報共有を進めるとともに、児童福祉や発達障がい関係機関等との交流、連携を進め、指導力の向上や支援体制の充実を図ります。

○ 社会貢献活動等の充実

善良な社会の一員としての意識の涵養や規範意識の向上を図るた

め、地域の環境美化や点字翻訳等社会貢献活動をさらに充実させます。

○ 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等

犯罪や非行の重大性、被害者の現状や心情を認識し、謝罪の気持ちを持ち誠意を持って対応していくことを目的とした特定生活指導「被害者の視点を取り入れた教育」や被害者支援センターから講師を招へいしてのゲストスピーカー講話等を実施します。

また、個別面接や課題作文等を通して、被害及び被害者に対する思考を深めさせます。

④ 大分少年鑑別所

鑑別を通して培ってきたアセスメント機能を地域援助において発揮し、刑事司法（矯正）手続内だけではなく、関係機関・団体等からの幅広く多様な依頼に応じられるようにしていくとともに、当該取組をより多くの人々に認知してもらうため、広報活動に力を注いでいきます。

⑤ 大分保護観察所

関係機関・団体との連携をさらに強化し、これまでの取組をより一層推進していくとともに、犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等の充実を図ります。

⑥ 警察本部

犯罪をした者等の特性に応じ、次のような指導等に取り組んでいきます。

○ 子供対象・暴力的性犯罪者に対する指導等

警察庁が指定した子供を対象とする暴力的性犯罪をした者について、刑事施設出所後の所在確認をするとともに、その者の同意を得て面談を実施する等、再犯の防止に向けた措置の更なる充実を図ります。

○ ストーカー加害者に対する指導等

引き続き大分保護観察所と連携して、ストーカー加害者の保護観察実施上の遵守事項や問題行動等の情報を共有し、被害者への接触防止のための指導等を行います。また、ストーカー加害者への対応を担当する警察職員について、精神医学的・心理的アプローチに関する技能や知識の一層の向上を図ります。加えて、ストーカー加害者に対し、医療関係機関の協力を得て、医療機関等によるカウンセ

リング等の受診に向けた働きかけを行う等ストーカー加害者に対する精神医学的・心理的なアプローチを更に推進します。

○ 非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進

非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、大分っ子フレンドリーサポートセンター等が、少年警察ボランティアや関係機関等と連携しながら、少年の立ち直り支援や居場所づくり活動等を引き続き推進します。

第6 国・民間団体等との連携強化のための取組

1. 国・民間団体等との連携強化

(1) 現状（取組の必要性）

平成29年に大分刑務所を出所した者279人中、帰住予定地がない者は20人でした。また、保護観察終了時に無職である者（平成29年）は、120人中51人となっており、多くの出所者等が地域社会や福祉サービスにつながっていない実態があります。

(2) 現在の取組

犯罪や非行をした者を地域社会や福祉サービス等につなげ、再犯防止を推進していくためには、関係機関が連携して支援にあたることが大変重要です。現在、県内の関係機関において、以下のような連携に関する取組を行っています。

① 大分地方検察庁

平成25年に再犯防止等検討委員会を立ち上げ、更生保護、矯正、福祉、医療その他の関係機関及び有識者と連携・協力し、被疑者、被告人の再犯防止と更生に寄与するとともに、再犯防止等に関連した検察官の捜査・公判活動の向上を図ってきました。

また、従来から、更生緊急保護として、釈放時において住居がない者を大分保護観察所につなぎ、更生保護施設への入所や就労支援をすすめており、平成29年からは大分保護観察所と早期に調整を行うことで、さらに適切な支援に努めています。

② 大分保護観察所

関係機関・団体との間で、必要な情報交換を行うとともに、連携を確保する目的で以下のような協議会を開催しています。

○薬物関係

内 容：薬物依存を有する者への理解と具体的な支援策についての意見交換

構成員：行政機関、福祉・医療機関、自助グループ、更生保護施設等

○就労関係

内 容：刑務所出所者等の状況及び県内の就労状況等についての意見交換

構成員：労働局及び県内の主要なハローワーク、矯正施設、行政機関、協力雇用主等

○高齢・障がい者関係

内 容：刑務所出所者等の状況及び福祉への円滑な移行等についての意見交換

構成員：矯正施設、行政機関、福祉・医療機関、地域生活定着支援センター等

③ 県

大分県地域生活定着支援センターを設置し、関係団体と連携して矯正施設（刑務所や少年院等）を退所（院）する高齢者や障がい者の社会復帰を支援するとともに、民間団体である大分DARC等への財政的支援を行い、犯罪をした者等を間接的に支援しています。

（3）課題

支援の枠組みや制度内のネットワークはありますが、その範囲内に限られているため、福祉関係者や司法関係者、就労関係者、医療関係者、介護等の関係機関、不動産関係者、地方自治体など広く支援に関わる関係者全体で構成されるネットワークが必要です。

そのほか、次のような課題があります。

① 県

大分県地域生活定着支援センターでは、高齢者や障がい者で福祉的な支援が必要な方を対象として、福祉サービス等につなぐ支援を行っていますが、大分県地域生活定着支援センターが対象としていない大半の一般的な出所者については福祉サービスにつなげていない、更生緊急保護や生活環境の調整を十分に受けていないといった実態があります。

（4）具体的施策

こうした課題等を踏まえて、現在の取組の充実等を図り、関係機関の連携強化を推進します。主な関係機関の取組は、以下のとおりです。

なお、関係機関の連携にあたっては、各関係機関の役割を踏まえ、それぞれの特性を生かした切れ目のない支援を行い、犯罪をした者等の円滑な社会復帰に向けた取組を推進してまいります。

① 大分地方検察庁

大分県社会福祉士会等関係機関と連携し、市町村及び民間団体の協力を得て、入口支援の充実を図ります。

② 大分保護観察所

引き続き各協議会を定期的開催して、構成機関の動向、制度の運用状況、課題及び対応等について情報共有や意見交換を行うことにより、関係機関・団体との連携をさらに強化するとともに、犯罪をした者等が刑事処分又は保護処分終了後もその家族とともに必要な支援や援助を円滑に受けられるような枠組みを超えたネットワークシステムの構築に向けて、関係機関・団体等と取組を進めていきます。

③ 県

- ・ 高齢者や障がい者で福祉的な支援を必要とする方については、引き続き、保護観察所など関係機関と連携して、大分県地域生活定着支援センターを通じた支援を行っていきます。【福祉保健部】
- ・ 大分県再犯防止推進計画の進捗管理・検証等を行うとともに、情報共有や、一般出所（院）者への支援等の課題への対応の検討を行うため、保護観察所や刑務所、地方検察庁等の国の関係機関、保護司会や更生保護女性会等の民間ボランティア団体、地域生活定着支援センターや大分DARC等の支援機関・団体など、再犯防止推進計画の策定メンバーである関係機関・団体を中心に「大分県再犯防止推進協議会（仮称）」を設置します。【生活環境部】
- ・ 市町村との連携強化を図るとともに、市町村における再犯防止の推進のため、必要な情報の提供に努めます。【生活環境部】

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない

国の再犯防止推進計画の5つの基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

大分県再犯防止推進計画策定協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大分県再犯防止推進計画策定協議会(以下「協議会」という。)の設置に関して必要な事項を定める。

(所掌業務)

第2条 協議会は、「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)第8条第1項に基づき作成する大分県再犯防止推進計画(以下「推進計画」という。～)に関する次の業務を所掌する。

(1) 推進計画(案)の策定

(2) 前各号に掲げるもののほか、推進計画(案)の策定のために必要な事項

(委員等)

第3条 協議会は次の構成とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 委員 別紙1の団体から推薦された者とする

2 会長は、協議会の中で互選する。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 委員の任期は、この要綱の施行日から推進計画が施行される日までとする。ただし、任期途中で委員の変更が生じた場合は、後任者の任期はその残余期間とする。

(任務)

第4条 役員の任務は次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を総括し、協議会を代表する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、別表2の大分県の課室から推薦されたものとする。

3 幹事の任期は、この要綱の施行日から推進計画が施行される日までとする。

ただし、任期途中で幹事の変更が生じた場合は、後任者の任期はその残余期間とする。

(幹事会)

第7条 幹事会は、幹事をもって組織し、幹事長には大分県生活環境部私学振興・青少年課長の職にある者をもって充てる。

2 幹事長は、必要のつど幹事会を招集することができる。

3 幹事会は、次の事項について審議又は処理をする。

(1) 推進計画(原案)の策定

(2) 協議会に付議すべき事項に関すること。

- (3) 連絡調整に関すること。
- (4) その他幹事会の運営に関すること。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を、大分県生活環境部私学振興・青少年課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月24日から施行する。

(別表1)

	団体名
1	大分地方検察庁
2	大分刑務所
3	大分少年院
4	中津少年学院
5	大分少年鑑別所
6	大分保護観察所
7	大分県弁護士会
8	大分県保護司会連合会
9	更生保護法人 大分県更生保護協会
10	更生保護法人 豊州保護会
11	大分県更生保護女性連盟
12	大分労働局
13	NPO法人大分県就労支援事業者機構
14	大分県社会福祉協議会
15	特定非営利活動法人 大分DARC
16	大分県地域生活定着支援センター

(別表2)

	部局名	課室名
1	福祉保健部	福祉保健企画課
2	福祉保健部	医療政策課
3	福祉保健部	薬務室
4	福祉保健部	障害福祉課
5	商工労働部	雇用労働政策課
6	土木建築部	土木建築企画課
7	土木建築部	公共工事入札管理室
8	土木建築部	建築住宅課
9	土木建築部	公営住宅室
10	教育庁	教育改革・企画課
11	教育庁	学校安全・安心支援課
12	教育庁	義務教育課
13	教育庁	高校教育課
14	警察本部	警務課
15	警察本部	生活安全企画課
16	警察本部	少年課
17	警察本部	組織犯罪対策課
18	生活環境部	私学振興・青少年課

用語説明(再掲)

用語	説明
ア行	
一般改善指導	すべての受刑者を対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ アルコール依存回復プログラム ・ 酒害教育 ・ 窃盗防止教育 ・ 社会復帰支援指導 ・ 長期刑(LA)受刑者指導 ・ 暴力防止プログラム ・ 若年受刑者指導 ・ スタートアッププログラム ・ 特殊詐欺事犯指導
一般調整	生活環境の調整のうち、帰住予定地は確保されていて特別調整には該当しないものの、高齢者又は障がい有する者で、出所後又は出院後に特別な手続に基づく福祉サービス等の調整その他社会復帰のための調整が必要なもの
NPO法人大分県就労支援事業者機構	刑務所出所者等の就労を促進することを目的とした団体で、大分県内の経済界の方々の協力を得て、協力雇用主を支援
カ行	
教誨師	矯正施設で精神的・倫理的な教化や求めに応じた宗教的な教化を行う宗教家である民間ボランティア
矯正就労支援情報センター室	受刑者等の帰住地や取得資格等の一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じる。通称コレワーク。
協力雇用主	犯罪をした者や非行のある少年の自立及び社会復帰に協力するため、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主
刑の一部執行猶予	薬物使用等の罪を犯した人やこれまで刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘留所)に入所したことがない人などが、3年以下の実刑判決を言い渡される際、再犯を防止するために必要かつ相当と認められたときに、刑の一部の執行を猶予することができる。
更生緊急保護	満期釈放者等に対して、その者の申出に基づいて、食事・医療・旅費等を与え、又は更生保護施設に委託するなどの緊急の措置を講ずるもの
更生保護	犯罪をした者や非行のある少年が、再び罪を繰り返すことなく、社会内において善良な一員として自立できるように適切な処遇を行い、犯罪や非行に陥ることがないように改善更生をすることを助けること
更生保護施設	矯正施設出所者や保護観察中の人等で、自立更生が困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事の提供を行い、就職指導や社会適応のために必要な指導や助言を行う等して、円滑な社会復帰を手助けする、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が運営する施設
更生保護女性会	女性の立場から、犯罪や非行をなくし、罪を犯した人々の立ち直りを支援して犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的としたボランティア団体
更生保護法人大分県更生保護協会	会費収入、寄附金等をもとに、保護司会、更生保護女性会、BBS会、更生保護施設、協力雇用主などへの運営費の一部助成、機関誌「更生保護おおいた」の発行、保護観察対象者等への帰住旅費等の金品給与、就職時の身元保証、更生保護に関する各種研修を支援する団体
更生保護法人豊州保護会	更生保護施設あけぼの寮を運営し、刑務所出所者等のうち、帰るべき場所がない人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供するとともに、就職指導や社会適応に必要な生活指導を行うなど、円滑な社会復帰を支援

サ行

触法障がい者	刑罰法令に触れる行為をした障がい者のこと。なお、障がい者とは身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他の心身の機能障がいのある方のこと
児童自立支援施設	犯罪などの不良行為をしたり、するおそれがある児童や、家庭環境等から生活指導を要する児童を入所、または、通所させ、必要な指導を行って自立を支援する児童福祉施設。退所後の児童に対しても必要な相談や援助を行う
自立準備ホーム	住居がない出所者等に一時的に宿泊場所の提供等を行い、自立に向けた支援を行う、あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等の運営する民間施設
SMARPP(スマープ)	Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program (せりがや覚醒剤依存再発防止プログラム) 神奈川県立精神医療センター・せりがや病院の精神科医・松本俊彦氏らにより開発された認知行動療法を基本とした治療プログラム

タ行

ダルク	Drug Addiction Rehabilitation Center 覚醒剤、有機溶剤(シンナー等)、市販薬、その他の薬物から解放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設
地域生活定着支援センター	高齢や障がいのある出所者等に対し、必要な福祉サービス等のコーディネート業務、フォローアップ業務、相談業務等を行うため都道府県に設置されている支援機関
篤志面接委員	矯正施設で面接等を行い改善更生と社会復帰の手助けをする民間ボランティア
特別改善指導	特定の事情を有することによって改善更生、円滑な社会復帰に支障が認められる受刑者を対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物依存離脱指導 ・ 性犯罪再犯防止指導 ・ 被害者の視点を取り入れた教育 ・ 交通安全指導 ・ 就労支援指導
特別調整	生活環境の調整(保護観察所が行う受刑者等の出所後の住居、就職等の調整)のうち、高齢者(おおむね65歳以上)又は障がいを有する者で適当な帰住予定地が確保されていない者に対して行う、特別な手続に基づく福祉サービス等の調整その他の社会復帰のための調整

ハ行

BBS会	Big Brothers and Sisters Movementの略 兄や姉のような身近な存在として、少年たちと一緒に悩み、一緒に楽しみ、その健やかな成長を支援するとともに、犯罪や非行のない明るい社会の実現を目指して活動する青年ボランティア団体
婦人補導院	売春防止法第17条に基づく補導処分がなされた満20歳以上の女子を収容し、これを更生させるために補導を行う施設であり、法務省の設置する矯正施設の一つ
保護観察	犯罪者や非行少年の再犯・再非行を防ぎ、改善更生と社会復帰を目的として、社会の中で普通の生活を営ませつつ、遵守事項を守るよう指導・監督し、必要な補導・援護を行うこと
保護司	保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために啓発活動を行うことなどを主な業務とする法務大臣からの委嘱を受け、犯罪をした者や非行少年の立ち直りを地域で支えるボランティア

ヤ行

薬物事犯者	覚せい剤取締法違反・麻薬及び向精神薬取締法違反・毒物劇物取締法違反・大麻取締法違反等をした者
-------	--